

## 長期間ご利用のない預金口座の取引制限について

きのくに信用金庫

当金庫では、長期間ご利用のない口座が振込詐欺などの金融犯罪、マネー・ローンダリングなどに悪用されることを防止するため、各種預金規定に基づき、一定期間ご利用のない預金口座について、お取引の一部を制限させていただく場合がございます。

制限されるお取引：入金・払戻・振込金の入金・口座振替・ATMやインターネットバンキングでの取引など

### ○お客さまへのお願い

取引を制限された口座をお持ちのお客さまで、口座のご利用を継続される場合には、本人確認書類をお持ちのうえ当金庫本支店の窓口へお申出ください。

なお、お客さまのご希望に添えない場合や制限の解除に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以 上

### ご参考 普通預金規定

#### 13. (取引制限)

- (4) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。